

特定天井の耐震化

改修概要 対象範囲

	場所	面積	天井高
①	講堂前ロビー	512.2㎡	9.0m
②	会議室前ロビー	186.4㎡	9.0m
③	東側エントランス	238.0㎡	6.5m

仕上材

アルミパンチングメタル t=1.0

φ4 @7 60° (千鳥)

色彩は改修前と同等とし、未改修箇所との意匠の連続性を確保すること。

改修概要

- ・特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件(告示771号(平成25年(2013)8月)に適合させる。
- ・検証ルートは計算ルートによる。

作業条件

- ・仮設構台を設け塵埃が漏れることのない養生を行う。
- ・構台底面や一般部との区画は美観に配慮する。
- ・作業構台は適宜盛替えを行う。
- ・構台設置中の照明、空調、消防等各種設備の仮設対応を行う。
- ・構台とその支柱は空調壁面制気口と干渉のないように計画すること。
- ・構台とその支柱は作業期間中は開館日も存置可能とする。
- ・東側エントランスからの資材搬出入は可能だが、事前に参議院と十分協議し、承諾を得ること。
- ・仮設構台を含め仮設物に対しても意匠的な配慮を行うこと。
- ・詳細は参議院と協議し、承諾を得てから作業すること。
- ・作業期間中は、議員会館の機能を損なわないこと。

エレベーターの社会的劣化(既存不適格等)の改修

(B-設備6、B-設備7 参照)

対象エレベーター

用途	乗用(議員専用(又は議員優先))
台数	6台(1号機～6号機又は7号機～12号機)
定員・積載量	20人・1,300kg
定格速度	120m/min
停止階	14(1号機～6号機)、15(7号機～12号機)

改修概要

- ・以下の法令に適合する。
 - ①戸開走行保護装置の設置義務付け
(建築基準法施行令第129条の10第3項第一号(平成21(2009)年9月))
 - ②エレベーターの地震その他の震動に対する構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件(告示1047号(平成25年(2013)10月))
 - ③地震その他の震動によってエレベーターの釣合おもりが脱落するおそれがない構造方法を定める件(告示1048号(平成25年(2013)10月))に適合させる。
- ・定格速度の変更を合わせて行う。
- ・B-設備6、B-設備7の関連改修を合わせて行う。

- ・以下の作業等を含む
 - ①既設エレベーターの撤去
 - ②各階エレベーターホールの安全区画壁の設置、盛替え及び撤去
 - ③ストックヤード養生
 - ④昇降路内工事用区画壁設置及び撤去
 - ⑤機械室内工事用区画壁設置及び撤去
 - ⑥揚重・搬入用仮設及び養生
 - ⑦機械室内躯体改修及び復旧
 - ⑧その他エレベーター改修に必要な作業等

作業条件

- ・輸送能力を検討し、議員会館の運営上、サービス水準が低下しないように、作業に伴い長期間停止する台数が最低限となるよう計画する。
- ・選挙年(令和4(2022)年度、令和7(2025)年度、令和10(2028)年度)は改修を行わないこと。
- ・改修対象号機、改修順序、改修時期、作業時間は、参議院と協議の上決定すること。
- ・意匠的な配慮を行い、改修前と同程度とすること。
- ・詳細は参議院と協議し、承諾を得てから作業すること。

防水板新設

改修概要

簡易脱着タイプ防水板を新設する。
H=500(下枠なし)

- ・防水板未使用時の支柱等(防水板の固定枠)は意匠的な配慮を行うこと。
- ・未使用時の防水パネルは事業者が保管場所を確保し管理すること。
- ・北側ドライエリアのFL+500以下のガラリに、FL+500まで土嚢等を新設すること。
- ・新設した土嚢等は常設とする。
- ・詳細は参議院と協議し、承諾を得てから作業すること。

寸法

番号	W(mm)	位置
①	4,370	B3階
②	2,950	B3階
③	1,970	B3階
④	3,370	B3階
⑤	4,020	B3階
⑥	3,380	B3階
⑦	1,040	B3階
⑧	940	B3階
⑨	1,040	B3階
⑩	3,590	B3階
⑪	1,940	B3階
⑫	3,330	B3階
⑬	3,310	B3階
⑭	4,530	1階

(W寸法は防水板幅員を示す。)

仕様

以下の同等品とする。
三和シャッター工業株式会社
株式会社文化シャッター
株式会社LIXIL鈴木シャッター

脱着式アルミ防水板 NEWフリータイプ
BX脱着式止水板 ラクセット(連装タイプ)
脱着式防水板 アピアガード オクダケ

・B1階喫茶室内喫煙スペースの内装更新及び入口建具を自動ドアに更新

改修概要

- ・喫煙スペース入口の手動引戸を自動ドアに更新し、受動喫煙を防止する。
- ・扉は非接触センサーにより開閉可能とする。
- ・光電式安全装置を設ける。
- ・床は段差が生じない仕上げとする。
- ・スチール製框引戸 W=1,000 H=2,100
- ・非常時・停電時に容易に手動で開放可能とする。

- ・壁仕上及び天井仕上げ(廻縁共)を全面更新する。

- ・空調設備(吹出口、吸込口)の洗浄、空気清浄機(天井カセット型)の内部洗浄、
建具・照明器具の特別清掃を行う。

作業条件

- ・喫茶室の営業時間外に作業すること。
- ・意匠的な配慮を行うこと。
- ・詳細は参議院と協議し、承諾を得てから作業すること。

内装仕上

床	花崗岩J&P
巾木	木調ビニル巾木 H=60
壁	GB-Rの上 ビニルクロス
天井	DRt12+GB-Rt9.5
廻縁	塩ビ製

既存機器

種別	形式	数量
FU-1	天井カセット型空気清浄機(二段式電気集塵機) 2400m ³ /H 1-100V 0.21kw 効率90パーセント	2
制気口	VHS 150x150	1
	VH 450x450	1
	HS 150x150	1
	HS 450x450	1

・B1階 食堂客席喫煙スペースの内装更新

改修概要

- ・壁仕上全面塗装塗替及び天井仕上げを全面更新する。
- ・空調設備(吹出口、吸込口)の洗浄、空気清浄機(天井カセット型)の内部洗浄、建具・照明器具の特別清掃を行う。

作業条件

- ・営業時間外(夜間、土日祝日を含む)に作業する。
- ・意匠的な配慮を行うこと。
- ・詳細は参議院と協議し、承諾を得てから作業すること。

内装仕上

床 塩ビフロアタイル
 巾木 木調ビニル巾木 H=60
 壁 GB-Rの上 EP-G
 天井 DRt12+GB-Rt9.5
 廻縁 塩ビ製
 (議員用喫煙スペースも同じ)

既存機器

喫煙スペース

種別	形式	数量
FU-1	天井カセット型空気清浄機(二段式電気集塵機) 2400m ³ /H 1-100V 0.21kw 効率90パーセント	4

制気口	角アネモ E2-25#	4
	VH 450x450	2
	HS 450x450	2

議員用喫煙スペース

種別	形式	数量
FU-1	天井カセット型空気清浄機(二段式電気集塵機) 2400m ³ /H 1-100V 0.21kw 効率90パーセント	2

制気口	角アネモ E2-25#	2
	VH 500x500	1
	HS 550x550	1

・汚垂石の研磨

改修概要

各階男子便所の天然石製汚垂石を研磨し、沈着・変質した部分を除去する。
研磨は全面に施し、凹凸が残らないように仕上げる。

材質

中国産 花崗岩 t=30 水磨き D=570mm

数量(mm)

3～12階	6,500 (各階)
2階	13,000
1階	10,000
B1階	10,000
B2階	8,000
B3階	4,000

作業条件

意匠的な配慮を行うこと。
詳細は参議院と協議し、承諾を得てから作業すること。

・衛生環境の改善

改修概要

- ・業務従事者用のシャワー室(男女各1か所)を新設する。
- ・シャワー室はB3階に設け、既存施設の機能・環境等に支障がないよう、ゾーニングに十分配慮すること。
- ・設置場所は参議院との協議による。
- ・男女別に各1か所とする。
- ・既存室内に設置する場合は、原則として外面壁高は既存室天井仕上げまでとする。
- ・FRP製シャワーユニット(サーモスタットバルブ)を設置する。(W1,000×D1,000×H2,000程度)
- ・男女別の更衣室を附属させ更衣棚を設置する。(更衣棚 W450×D300×H600程度)
- ・給水・給湯は既存設備からの分岐も可能とする。
- ・排水設備は、排水量を考慮し既存排水管又は既存排水柵に接続する。
- ・換気設備は必要換気量を考慮し新設する。

内装仕上

床	ビニル床シート張
巾木	ビニル巾木
壁	化粧ケイ酸カルシウム板
天井	ケイ酸カルシウム板EP-G 艶有合成樹脂エマルジョンペイント
廻縁	塩ビ製

作業条件

- ・意匠的な配慮を行うこと。
- ・詳細は参議院と協議し、承諾を得てから作業すること。

・「健康増進法の一部を改正する法律」に基づく標識の設置

改修概要

・健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号)に基づく標識を設置する。

・施設出入口標識	3 箇所
・喫煙専用室の出入口	23 箇所

・令和2年4月1日から施行される健康増進法の一部を改正する法律に従い、
パウチサイン等を用いた簡易的なサインを設置する。

(B3階:1箇所、B2階:2箇所、B1階:6箇所、1階:2箇所、2階:2箇所、
3~12階:各階1箇所)

・工事完成時に、健康増進法の一部を改正する法律に従い、全ての喫煙
室(喫煙スペース等含む)に本設用サインを設置する。

作業条件

・意匠的な配慮を行うこと。

・詳細は参議院と協議し、承諾を得てから作業すること。

・受付システム・会議室案内表示設備の改修

設備概要

- ・受付システム案内表示設備は、サービスサイト、会議室予約システム及び会議室案内表示システムから構成される。
- ・サービスサイトは参議院の各種情報サービスが閲覧及び会議室の予約や状況・確認取消しができる機能を有する。
- ・会議室案内表示システムは、会議室等の予約状況及び開始・終了時刻の情報を各所のモニターで案内表示するシステムである。
- ・受付予約設備は面会の事前予約や面会予約を行う設備である。

改修概要

- ・サービスサイト画面を使い勝手の良い画面へ更新する。(アプリケーションの改善)

作業条件

- ・意匠的な配慮を行うこと。
 - ・改修時期等は、参議院と協議の上決定すること。
 - ・詳細は参議院と協議し、承諾を得てから作業すること。
-

- ・B1階 トイレに音声誘導装置を設置

改修概要

- ・B1階 トイレ入口天井に音声誘導装置を設置する。
- ・誘導音は1階の既設音声誘導装置と同程度とすること。

作業条件

- ・機器・配管・配線を隠ぺいする等、意匠的な配慮を行うこと。
 - ・詳細は参議院と協議し、承諾を得てから作業すること。
-

・B3階 倉庫から事務室への変更

変更概要

- ・SPC使用倉庫を清掃作業員待機室として使用する。
(サイン表示:維持管理用備品倉庫-1)
- ・非居室を居室化する。
- ・本施設は避難安全検証法を用いて避難安全を確認した建築物であるため、
室避難の検証を行い、避難安全を確認する。(階避難・全館避難の検証は行わない。)
検証結果を建物管理者が保存する。

改修概要

- ・空調設備(個別パッケージ形エアコン)の新設を行う。
- ・能力、型式、設置位置、配管・配線ルート等は事業者提案とする。
- ・中央監視及び手元にてコントロールを行う。
- ・居室としての必要換気量を確認し、既存設備にて換気量が確保されている場合は
既存設備を利用可能とする。
- ・消防法等関連法令の確認を行い、不足する設備を補完する。

作業条件

- ・冷媒管・ドレン配管は壁内隠蔽し、屋外機設置箇所を意匠的に隠蔽する等、
意匠的な配慮を行うこと。
 - ・詳細は参議院と協議し、承諾を得てから作業すること。
-

・1階 事務室への温度設定器の新設

改修概要

- ・室内での温度設定を行うために、空調温度設定器を新設する。
- ・新設した空調温度設定器は手元・遠方双方での温度設定を可能とする。
- ・中央監視との接続を行い、中央監視盤に監視ポイントを追加をする。
- ・配管配線ルート等は事業者提案とする。

作業条件

- ・温度設定器の設置場所、配管・配線は意匠的な配慮を行うこと。
 - ・詳細は参議院と協議し、承諾を得てから作業すること。
-

・PH 附室 EVロビー上部空調機の中央監視への接続

改修概要

- ・既存パッケージエアコンと中央監視との接続を行い、中央監視盤に監視ポイントを追加する。
- ・配管配線ルート等は事業者提案とする。

作業条件

- ・配管・配線は意匠的な配慮を行うこと。
 - ・詳細は参議院と協議し、承諾を得てから作業すること。
-

・エレベーター設備の群管理機能改修

(A-2、B-設備7 参照)

改修概要

- ・エレベーター等の脱落防止対策関連告示 告示1046号(平成25年(2013)7月)に適合させる。
- ・「議員専用」運転と「議員優先」運転及び階数バンク分け等の切替運転を行い群管理の制御内容を改善する。(運行パターンを追加する。)

作業条件

- ・新たに必要となる配管・配線は意匠的な配慮を行うこと。
- ・詳細は参議院と協議し、承諾を得てから作業すること。

対象エレベーター

用途	乗用
台数	12(1~12号機)
定員・積載量	20人・1,300kg
定格速度	既存 120m/s(1号機~12号機) A-2の改修後 150m/s(1号機から12号機のうち6台)
停止階	14(1号機~6号機)、15(7号機~12号機)

・エレベーター運行案内表示装置を各階エレベーターホールに設置

(A-2、B-設備6 参照)

改修概要

- ・各階エレベーターホール(各エレベーター)に、「議員専用」運転と「議員優先」運転の群管理切替に連動した運転モードを表示する表示装置を新設する。
- ・表示装置は既設品と同等の表示サイズとし、方式は文字点灯式・視認性の良いLED照明化とする。
- ・各階エレベーターホール(各エレベーター)に「高層階用」、「低層階用」の表示を新設する。
表示方法は、着脱可能なサイン又は液晶・LED等による表示装置とする。
- ・A-2の改修と合わせて行う。

作業条件

- ・表示装置は意匠的な配慮を行うこと。
- ・新たに必要となる配管・配線は意匠的な配慮を行うこと。
- ・詳細は参議院と協議し、承諾を得てから作業すること。

対象エレベーター

用途	乗用
台数	6台 (1号機～6号機 又は 7号機～12号機) 対象号機はA-2による改修対象号機と同一とする。
停止階	14(1号機～6号機)、15(7号機～12号機)

・地上駐車場、地下駐車場等 サイン及びラインの塗装替え

改修概要

・B3～B1階地下駐車場及びB3階、1階屋外駐車場の路面表示(サイン)や区画線(ライン)の塗装改修を行う。

・白線引き	W=150	5,850 m
	W=200	740 m
	W=300	410 m
・ゼブラゾーン表示		700 m ²
・車路矢印表示		100箇所
・車路文字表示		350文字
・車室番号表示		820文字
・車いす用駐車場青色塗装		130 m ²
・車いすピクトグラム表示		6箇所

作業条件

- ・原則として既存のフォント、ライン幅、色等を踏襲し意匠の統一を図ること。
- ・詳細は参議院と協議し、承諾を得てから作業すること。

・地下駐車場床塗膜防水・防滑塗装のトップコート更新

改修概要

- ・B3～B1階地下駐車場の路面表示(サイン)や区画線の更新に先立ち、トップコートの更新を行う。
- ・B1・B2階は防水層トップコートの更新を行う。
- ・B3階は非防水層トップコートの更新を行う。

作業条件

- ・既存防水層及び塗膜に支障がない材料を使用すること。
 - ・色彩、性能等は改修前と同等程度とすること。
 - ・意匠的な配慮を行うこと。
 - ・詳細は参議院と協議し、承諾を得てから作業すること。
-

・地震観測装置の全面機器更新

設備概要

- ・地震動を観測するため加速度検出器を館内にB3階・1階・12階の各ESに設置している。
- ・観測された加速度を防災センターに設置された収録装置で記録する装置である。

改修概要

- ・本事業期間内で加速度検出装置及び収録装置の更新を行う。
- ・更新時期に既存システムと互換性がある最新の機器に更新する。

作業条件

- ・意匠的な配慮を行うこと。
 - ・詳細は参議院と協議し、承諾を得てから更新すること。
-

・ロールスクリーン制御設備管理PCの更新

設備概要

- ・各階に設置されたロールスクリーンを陽光センサーにより開閉を自動制御する。
- ・管理用PCは、防災センターに設置されている。

改修概要

- ・本事業期間内で管理用PCを更新する。
- ・更新時期に既存システムと互換性がある最新の機器に更新する。

作業条件

- ・詳細は参議院と協議し、承諾を得てから更新すること。
-

・防犯・入退室管理設備 セキュリティゲートの更新

(C-設備6参照)

設備概要

- ・主要な出入口にアクティブICタグリーダー及びKKカードリーダーを組み込んだセキュリティゲートを設置し、入退館を管理している。

改修概要

- ・セキュリティゲートの更新
- ・アクティブICカードリーダーの更新
- ・KKカードリーダーの更新は事業範囲外とする。
- ・セキュリティゲートを更新する際はKKカードリーダー(既存)部分の取外し再取付及び試運転調整を事業者負担で行う。
- ・更新時期に既存システムと互換性がある最新の機器に更新する。

作業条件

- ・意匠的な配慮を行うこと。
 - ・詳細は参議院と協議し、承諾を得てから更新すること。
-
- ・選挙年(令和4(2022)年度、令和7(2025)年度、令和10(2028)年度)は改修を行わないこと。
-

・受付システム・会議室案内表示設備 会議室表示大型モニターの交換

(B-設備1 参照)

改修概要

- ・1階 エントランスホールに設置している受付システム・会議室案内表示設備の大型モニター(70インチ)2台を本事業期間内に1回更新する。
- ・更新時期に既存システムと互換性がある最新の機器に更新する。

作業条件

- ・意匠的な配慮を行うこと。
 - ・詳細は参議院と協議し、承諾を得てから更新すること。
-

- ・本会議・委員会開会表示設備 委員会表示大型モニターの更新 (C-設備4参照)

改修概要

- ・1階 エントランスホールに設置している本会議・委員会開会表示用の大型モニター(65インチ)2台を本事業期間内に2回更新する。
- ・更新時期に既存システムと互換性がある最新の機器に更新する。

作業条件

- ・意匠的な配慮を行うこと。
 - ・詳細は参議院と協議し、承諾を得てから更新すること。
-

- ・受付システム・会議室案内表示設備及び本会議・委員会開会表示設備 各所モニターの交換
(C-設備3参照)

改修概要

- ・受付システム・会議室案内表示設備の大型モニター2台(C-設備2)及び本会議・委員会開会表示設備の大型モニター2台(C-設備3)を除く各階に設置された本会議・委員会用表示モニターを更新する。
- ・更新時期に既存システムと互換性がある最新の機器に更新する。

作業条件

- ・意匠的な配慮を行うこと。
 - ・詳細は参議院と協議し、承諾を得てから更新すること。
-

・インターホン設備 受付-議員室連絡用インターホン機能向上更新

改修概要

- ・議員事務室用モニタ付親機はモニターサイズを現状より大きいサイズのものに更新する。
- ・議員事務室用ワイヤレス親機はモニターサイズを現状より大きいサイズのものに更新する。
- ・議員事務室玄関子機を現状より解像度の高いものに更新する。
- ・エントランスホールカメラは現状より解像度の高いものに更新する。
- ・更新時期に既存システムと互換性がある最新の機器に更新する。

作業条件

- ・意匠的な配慮を行うこと。
 - ・詳細は参議院と協議し、承諾を得てから更新すること。
-

・防犯・入退室管理設備の全面機器更新

(C-設備1参照)

改修概要

- ・非接触ICカードリーダー、電気錠、各種防犯センサー等の防犯設備を本事業期間内で更新する。(セキュリティゲート(C-設備1)を除く。)
- ・更新時期に既存システムと互換性がある最新の機器に更新する。

作業条件

- ・意匠的な配慮を行うこと。
 - ・詳細は参議院と協議し、承諾を得てから更新すること。
-

・アクティブICタグ設備の全面機器更新

改修概要

- ・来訪者に貸出するアクティブICタグ及び関連する機器を本事業期間内に更新する。
- ・更新時期に既存システムと互換性がある最新の機器に更新する。

作業条件

- ・意匠的な配慮を行うこと。
 - ・詳細は参議院と協議し、承諾を得てから更新すること。
-

- ・登退庁表示設備及び委員長在室表示設備の改修

改修概要

- ・各室の操作機及び中継盤からの「登庁」「退庁」の状態信号を受信し事務室等のモニターに表示する登退庁設備を本事業期間内で更新する。
- ・更新時期に既存システムと互換性がある最新の機器に更新する。

作業条件

- ・意匠的な配慮を行うこと。
 - ・詳細は参議院と協議し、承諾を得てから更新すること。
-

・映像音響設備の更新

改修概要

- ・講堂、会議室等に設置されているプロジェクター、アンプ、スピーカー、赤外線マイク、ワイヤレスマイク等の映像音響機器を本事業期間内で更新する。
- ・更新時期に既存システムと互換性がある最新の機器に更新する。

作業条件

- ・意匠的な配慮を行うこと。
 - ・詳細は参議院と協議し、承諾を得てから更新すること。
-

・駐車場管制設備 駐車場車番認証システムの全面機器更新

改修概要

- ・カーゲート、車両感知器、車番認証装置、カメラ・モニター設備、満車・空車表示装置及び各制御装置等を本事業期間内で更新する。
- ・車番認証システムは図柄入りや英文字表記のナンバープレートの種類増加に対してソフトウェアの更新等で事業期間内に都度対応する。
- ・更新時期に既存システムと互換性がある最新の機器に更新する。

作業条件

- ・意匠的な配慮を行うこと。
 - ・詳細は参議院と協議し、承諾を得てから更新すること。
-

- ・照明制御装置の全面機器更新

改修概要

- ・廊下等共用部の照明器具の点滅タイムスケジュール制御及び監視を行う照明制御装置及び関連する機器を本事業期間内で更新する。
- ・更新時期に既存システムと互換性がある最新の機器に更新する。

作業条件

- ・意匠的な配慮を行うこと。
 - ・詳細は参議院と協議し、承諾を得てから更新すること。
-

・X線検査装置の更新

改修概要

- ・手荷物・宅配物等のX線検査装置及び関連機器を本事業期間内で更新する。
- ・更新時期に既存システムと互換性がある最新の機器に更新する。

作業条件

- ・意匠的な配慮を行うこと。
 - ・詳細は参議院と協議し、承諾を得てから更新すること。
-

・金属探知機の更新

改修概要

- ・来訪者の持込む金属を探知する金属探知ゲート及び関連機器を本事業期間内で更新する。
- ・更新時期に既存システムと互換性がある最新の機器に更新する。

作業条件

- ・意匠的な配慮を行うこと。
 - ・詳細は参議院と協議し、承諾を得てから更新すること。
-

・消火器の更新

改修概要

議員会館、地下連絡通路に設置している消火器の更新を行う。
なお、更新は有効期限に基づき適切な時期に行うこと。

・2010製造

A粉末 20kg	11 本
A粉末 3kg	220 本
C強化液 8kg	1 本
C強化液 3kg	133 本

・2012製造

A粉末 3kg	34 本
C強化液 3kg	29 本

・2017製造

A粉末 3kg	5 本
C強化液 3kg	2 本

・2018製造

A粉末 3kg	2 本
C強化液 3kg	2 本

計

439 本

・消火栓ホースの更新

改修概要

消火栓箱 179基 保形ホース25Ax20mの交換を行う。
数量

B3F	23 基
B2F	16 基
B1F	16 基
1F	10 基
M2F	8 基
2F	16 基
3F	11 基
4F	8 基
5F	8 基
6-12F	56 基
PH1F	3 基
PH2F	4 基
合計	179 基